

学校感染症による出席停止等について

*学校感染症と診断されたら ～出席停止になります～

児童生徒が学校感染症に感染した場合、感染している疑いがある場合、感染するおそれがある場合は、本人の静養と他者への感染拡大防止のために、出席停止になります。出席停止は欠席扱いではありません。

*学校への連絡について ～診断を受けたら早急に連絡してください～

学校感染症と診断された場合は、早急に学校へ連絡してください。同居家族の方が感染した場合にも連絡をお願いします。

本校には、このような感染症に対して非常に抵抗力が弱い児童生徒もいます。感染を拡大させないためにも、ご協力をお願いします。

*登校再開の手続き ～「登校許可届」を提出してください～

医師の診察により、登校許可の診断がなされた際には、「登校許可届」を提出していただきます。記入にあたり、以下のことにご注意ください。

- (1) この「登校許可届」は病院の医師ではなく、保護者の方が記入してください。
- (2) 受診した際には、病名・診断日・登校許可日を確認してください。
- (3) 病院名・電話番号は、診察券などを参考にして記入してください。

登校許可届

令和 年 月 日

愛知県立安城特別支援学校長 殿

病名 _____ (診断日 月 日)

上記の感染症について、医師より登校を許可されましたので、報告いたします。

(月 日 () より登校許可)

病院名 _____ 病院の電話番号 _____

部 年 組 児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

*注意事項 この用紙は医師ではなく、保護者の方が記入してください。